埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に関する手続きの流れ [埋蔵文化財包蔵地(遺跡)問い合わせ申込表] 埋蔵物などの 計画地が遺跡(埋蔵文化財包蔵地)か確認 工事着手 発見時にはご 遺跡ではない [教育総務課窓口またはファックス] 連絡ください 遺跡の場合 文化財保護法に基づく事前の届出が必要 (文化財保護法第93条第1項) 工事着手の60日前までに大熊町教育委員会へ所定の様式にて書類提出 慎重工事 保護協議 工事立会 遺物・遺構なし 試掘調査 工事着手 影響のない計画に変更 工事着手 本発掘調査(全面調査) 工事着手 ※費用面協力要請の場合あり

- ・届出など詳しい内容については教育委員会教育総務課にご連絡ください。
- ・遺跡調査が必要になると、期間や費用の面でご協力をいただく場合もありますので、 なるべく早めのご連絡をお願いします。
- ・遺跡の範囲内でなくとも、工事中に遺物や遺構が発見される場合もあります。その 際は「発見届」を提出していただくことになりますので、ご連絡をお願いします。
- ・町民一人一人のお力添えがないと文化財の保護はかないません。皆さまのご理解と ご協力をお願いします。

[大熊町教育委員会 教育総務課 文化財担当 TEL0240-23-7194 Fax0240-23-7846]